

## 調査目的

計量法（平成 4 年法律第 51 号。以下「法」という。）では、取引において使用する体積の法定計量単位であるリットル（l）、ミリリットル（ml）を計量器でないものを使用して計量してはならないことになっているが、その例外規定として、法第 17 条で定める特殊容器【透明又は半透明の容器であって計量法施行規則（平成 5 年経済産業省令第 69 号。以下「施行規則」という。）で型式を定めている。経済産業大臣の指定を受けた事業者が製造したもので丸正マークがついており一般に「丸正びん」と呼ばれている】を使用すれば、政令で定める商品を施行規則で定める高さまで満たして販売してもよいことになっている。



本事業では、特殊容器に係る現状の使用実態、ニーズ実態等をびん詰め業者等に広く調査することによって、施行規則における技術基準への反映等の基礎資料を得ることを目的とした。注）施行規則の技術基準の大部分は JIS S2350（容量表示付きガラス製びん（壺））である。

## 調査概要

### ●関係団体からの情報収集

びん詰め業の団体 13 団体及びびんのリサイクル・リユース関係の団体 4 団体から事前に情報を収集し、アンケートの内容や工夫、送付・回収方法等について協議した。

### ●アンケート調査

本調査では、関係団体の協力のもと、びん詰め事業者（約 4,600 社）に対して、下記の調査目的を達成するためにアンケート調査を実施し、1,256 社から回答を得た。

- 将来削除すべき型式及びこれらを削除するのは何年後が適切かといった判断基準の基礎資料を得ること。
- 今後、追加すべき商品や型式に関する要望を把握すること。
- 特殊容器制度に係わる認知度を高めるとともに、リターナブル等新たなニーズの可能性等を把握すること。

### ●ヒアリング調査

アンケート調査に回答したびん詰め業者の中から、東京近郊の中小企業 5 社を選定し、調査結果の深度化を図る目的でヒアリング調査を実施した。

## 調査結果の要旨

### (1) アンケート調査結果について

- 型式削除候補（20 型式）のうち、6 型式において現在でも使用。
- 丸正マークのついたびん（特殊容器）に関する具体的な要望として上がったのは、ビール用の 500ml びん、清酒用の 700ml びん、焼酎・果実酒・醤油用の 720ml びん等
- 計量法上体積を計量することなく高さで管理できることの認知度は、約 52%。丸正マーク表示の認知度も含めれば約 81%と高い。

- ・特殊容器へ追加したい機能については、「今のところはない」が最も多いものの、「リターナブルびんにした場合、表面に傷、口部に欠けが生じない」や「軽量化」も望まれている。

## (2) ヒアリング調査結果について

丸正マークのついたびん（特殊容器）の使用実態として、容量の計量が不要であり重宝している（丸正以外のものを扱う場合は容量の計量手続きが必要。）という意見が見られた。また、小規模事業者の置かれている現状として、自社回収びんを洗浄して使用しており、新びんやびん商が回収して洗浄したびんを購入していたら経営が成り立たないという話もあった。

丸正マークのついたびん（特殊容器）のニーズとして、びんの色合いの多様化や耐圧化などの具体的な意見もみられた。

### ＜丸正マークのついたびん（特殊容器）の特性及び今後さらなる普及を進めるために＞

- 20 年以上生産実態がないびん 20 型式について使用実態をアンケートで調査したところ、想定を上回る 6 型式について回答があり。丸正マークのついたびん（特殊容器）が耐久性の観点からかなりの利点があることが明らかになった。
- 丸正マークのついたびん（特殊容器）を使用している理由として、体積を計量することなく、入り味線高さで計量できることを挙げている事業者の割合は多くの業種で高くなっており、計量法上の特殊容器としての丸正マークのついたびん（特殊容器）のメリットが高いことがわかった。一方で、丸正マークのついたびん（特殊容器）を使用していない理由としては、ニーズにあった型式がないことを挙げている事業者が最も多く、他の素材に転換したことを理由に挙げた事業者は少なかった。
- 機能については、アンケート及びヒアリング結果から、びんの特性は、繰り返し何十年にもわたってリユースできることが最大のメリットであるため、表面の傷、口部の欠けが生じないびんに対するニーズが高い。また軽量化、近年の生活様式の変化等から一升びん（1.8 リットル）ではなく、小容量に対するニーズも高い。

したがって、今後、使用者のニーズを調査した上で、ニーズを踏まえた型式の追加や、既存の型式への充填商品の拡大を行うことによって、さらなる普及が期待できると考えられる。併せて、幅広い啓発活動によって特殊容器制度や丸正マークのついたびんの型式に関する認知度を高めていく必要があると考えられる。